

米国国務省

スーダン

2004 年国別人権状況報告書

民主主義・人権・労働局発表

2005 年 2 月 28 日

スーダンには独裁政権が樹立されており、あらゆる事実上の政治権力を Omar Hassan al Bashir 大統領と国民会議（NC: National Congress）党の側近グループが握っている。彼らは民族イスラム戦線（NIF: National Islamic Front）により扇動・支援された 1989 年の軍事クーデター以来政権の座にとどまっている。1999 年に Bashir は、NIF のイデオロギー上の指導者である Hassan al Turabi と袂を分かち、議会を解散、憲法の一部を一時停止して、国家非常事態を宣言した。この宣言は基本的自由を妨げるもので、2004 年度末の時点ではまだ解除されていなかった。2000 年に、Bashir は再選され、与党の NC/NIF 政党はすべての主要野党がボイコットしたひどい欠陥選挙で 360 議席中 340 議席を獲得した。NC/NIF のメンバーおよび支持者は引き続き政府、治安部隊、司法部、学術機関、労働組合、専門職協会、および報道機関において重要な地位を占めていた。司法は独立しておらず、行政部および治安部隊からの外部の影響を受けていた。

ケニアの指揮下にある地域的な政府間開発機構（IGAD: Intergovernmental Authority on Development）は、スーダンの 21 年続く南北内戦の終結を求め続けていた。2002 年に初めて締結された停戦は延長され、双方による違反が数件あったものの年間を通じて概ね遵守された。政府とスーダン人民解放運動 / 軍（SPLM/A: Sudan People's Liberation Movement Army）の代表者は 12 月 31 日に、2005 年 1 月 9 日に正式に署名される包括的和平合意に仮調印した。富の配分、権力の配分、3 つの係争地域の地位に関する議定書を含むすべての議定書が 6 月に締結された。ヌバ山地で活動する民間人保護監視チーム（CPMT: Civilian Protection Monitoring Team）と共同軍事委員会（Joint Military Commission）は、当年度に重大な人権侵害の監視と阻止にかなりの成功を収めた。

ダルフルでは、政府と政府が支援する民兵（ジンジャウィード）が、アフリカ部族の何百という村々を徹底的に破壊したことをはじめとして当年度に重大な人権侵害を犯した。9月9日までに入手できた情報は、ダルフルでジェノサイドが行われ、それは政府とジンジャウィードの犯行であることを示した。国連の国際調査委員会は年度末の時点でこの問題を調査しているところであった。世界保健機関は、紛争の結果として少なくとも7万人の民間人が死亡、150万人以上の民間人が国内で行き場を失い、およそ20万人の難民が隣国チャドに逃れたと報告した。

政府は、正規の警察とスーダン人民軍（Sudan People's Armed Forces）に加え、対外治安部隊、国内治安部隊、人民防衛軍（PDF: Popular Defence Forces）として知られる民兵、および複数の警察隊を維持した。治安部隊は政府の事実上の支配の下にあった。治安部隊のメンバーは重大な人権侵害を数多く犯した。

スーダンの農業を中心とする経済は、内戦、インフラの破壊、経済政策の失敗、人口約3,800万人の国における400万人以上の国内避難民（IDP）および難民の存在により依然として機能停止状態にあった。この国は社会主義経済から市場を基盤とした経済への移行に向けて前進してはいたが、政府およびNC支持者は経済に深く関与し続けていた。腐敗、失策、ますます増える軍事費が、増加した石油収益とイスラム銀行および金融資産の影響を制限していた。政府は金融および外国為替システムの重要な改革策を講じた。実質国内総生産はおよそ5.9パーセント上昇した。

政府の人権記録は依然として極めて劣悪で、一部の地域ではいくつか改善が見られたものの、重大な問題が数多く残っていた。市民は政権を平和的に変えることはできなかった。治安部隊および関連民兵は、超法規的殺害と失踪に責任があった。政府軍、同盟民兵、および反政府グループは、紛争で何千人もの民間人を殺害したり負傷させたりした。治安部隊は、政府の反対者または反対者であると疑われる者に殴打、嫌がらせ、恣意的逮捕、隔離拘禁を繰り返し行っており、拷問の報告もあった。治安部隊および関連民兵は、難民を殴打したり、襲撃で拉致された女性を強姦したり、国内避難民に対する嫌がらせや拘禁を行ったりした。政府治安部隊と親政府派民兵は何をしても罰せられることはなかった。

刑務所の状況は相変わらず過酷で、生命を脅かしており、長期にわたる拘禁は依然として問題であった。政府は非常事態規定に基づき恣意的逮捕および拘禁を行った。当局は民間または軍事裁判所における適正手続きを保証していなかった。政府は市民のプライバシー権利を侵害した。当年度は南部地方全域で人道救援機（humanitarian relief flight）の受け入れがかなり改善されたが、特にダルフル地域への人道的立ち入りの妨害が続いた。

政府は言論の自由、報道の自由、集会の自由、結社の自由を制限し続け、宗教の自由と移動の自由も制限し、これらの権利を行使した者への逮捕と嫌がらせを行った。雇用またはその他の特権の条件として非イスラム教徒のイスラム教への改宗が行われたという信頼できる筋からの申し立てがあった。地元の人権 NGO のメンバーが嫌がらせを受けることがたびたびあった。女性に対する暴力および差別と子供の虐待は依然として問題であった。女性性器切除（FGM）はまだ広く行われていたけれども、あまり一般的でなくなってきた。拉致や人身売買の事件は発生したが、減少しているようであった。少数民族に対する差別および暴力と政府による労働者の権利の否定は根強く続いていた。治安部隊および関連民兵が強制労働（強制児童労働を含む）および未成年男性の強制徴兵を行っていた。児童労働は広く行われていた。信頼できる情報筋によると、過年度とは異なり奴隷制は深刻な問題ではないようであった。

反政府グループおよび関連民兵軍も数々の重大な人権侵害を犯した。SPLM/A、スーダン解放軍（SLA: Sudanese Liberation Army）、正義と平等運動（JEM: Justice and Equality Movement）は、殺害、殴打、強姦、略奪、財産の破壊、強制徴兵、彼らの支配下にいる人々の移動の自由の制限、拉致、救援活動家の立ち入りおよび物資の搬入の制限、NGO 活動家の殺害などの人権侵害を犯した。

人権の尊重

第 1 節 以下の項目からの自由を含めた、人格の統合の尊重

a. 恣意的または不法な人命の剥奪

政府または政府職員による政治的動機の殺害の報告はなかった。しかし、数多くの超法規的殺害の報告があった（第 1.g.節参照）。

前年度とは異なり、政府軍および同盟民兵が石油パイプラインおよび石油生産地域から住民を追い出す目的で組織立った焦土作戦を続行したという報告はなかった。しかし、ダルフルにおける暴力は著しく増加した。政府は民間の施設および住宅を攻撃し、その結果子供を含め大勢の民間人が死亡した（第 1.g.節参照）。当年度は地雷による死者が出た（第 1.g.節参照）。

9 月に、2 人の男性が Hassan Al-Turabi の支持者弾圧で逮捕されて政府に拘禁されている間に死亡した。政府はこの事件に関連して治安機関のメンバー 2 人を逮捕したが、年度末までにどんな処置が取られたかは不明であった。

前年度とは異なり、警察がデモを強制的に解散させている間に人々を殺害したという報告はなかった。

前年度とは異なり、強制徴兵により死者が出たという報告はなかった。

Lam Akol 博士が政府系の SPLM-統一（SPLM-United）から離党し中心的な SPLM/A に走った後に、Shilluk Kingdom では政府と SPLM/A の双方による殺害とともに暴力が頻発した。CPMT は、4 月 2 日に政府が支援する民兵が Shilluk の農民 2 人を殺害したことを確認した。また、6 月 4 日に SPLM/A の兵士らが Akrwa Island で木炭製造者として働く民間人 24 人を殺害したことも確認した。彼らは翌日もう 1 人殺害した。

石油生産地域では暴力が続いていた。4 月 6 日に、SPLA の兵士らは Leer-Adok オイルロードを移動していた Sudan Pile Company の車両を襲い、2 人の民間人を殺害し、もう 1 人を負傷させた。

この国の至るところで活動している反乱グループが殺害を犯した（第 1.g.節参照）。

当年度に民族間の紛争により死者が出た（第 1.g. 節参照）。

当年度に政府およびジンジャウィードによるジェノサイドがダルフルで起こった（第 1.g. 節参照）。

b. 失踪

政府は反逆者を支持した疑いのある者の逮捕およびその後の失踪に責任があるとの申し立てが続いた。しかし、過年度とは異なり、南部地方およびヌバ山地の政府管轄下にある地帯でそれが起こったというこのような申し立てはなかった。

概して南部地方の大部分における停戦のために、スーダン南部では拉致についての確認された報告はなかった。過去 15 年間に、ディンカ族の女性と子供約 1 万 5,000 人が拉致されており、1 万ないし 1 万 2,000 人（主にディンカ族）が年度末の時点で拉致されたままであるか行方不明であった。監視員は、過去に拉致された者の中には強制労働者として事実上奴隷に売られたり、軍隊に召集された者もいると考えていた。拉致された者が逃亡した、または最終的には解放もしくは買い戻された場合があったり、殺害された場合もあった。これまでに拉致された者は当年度にはほとんど戻らなかった。

女性と子供の拉致根絶委員会（CEAWAC: Committee to Eradicate the Abduction of Women and Children）は、拉致された者を証明し（document）、彼らを救助し、家族のもとに返すために必要な資金が不足していると引き続き伝えた（第 5 節参照）。政府は、拉致犯または強制労働者所有者を特定しておらず、彼らを告発していない。

過去 20 年間にバハル・アル・カザール北部で政府が支援する民兵により拉致された約 1 万人に関して、さらなる進展はなく、期待されてもいなかった。

ダルフルの反乱軍が、政府当局者および人道支援活動家などの人々の拉致を行ったという報告が今年度には多数あった（第 4 節参照）。

前年度とは異なり、SPLA 軍および同盟民兵による拉致の報告はなかった。

上ナイル東部（Eastern Upper Nile）において部族間で定期的に行われる女性と子供の拉致の報告もあった（第 5 節参照）。

ウガンダの神の抵抗軍（LRA: Lords Resistance Army）は、ウガンダで子供を拉致し、スーダンの南部に連れてきた（第 5 節参照）。

c. 拷問およびその他の残酷な、非人道的なもしくは品位を傷つける処遇または刑罰

憲法はかかる行為を禁じているが、政府治安部隊は政敵と疑われる者やその他の人々への拷問、殴打、嫌がらせを続けた。免責は依然として深刻な問題であった。

シャリーアに従って、刑法（Criminal Act）は、鞭打ち、手足の切断、石打ち、死刑執行後に死体を公衆の面前にさらす「磔」を規定している。政府は、大部分の住民が非イスラム教徒である南部 10 州を、鞭打ち、手足の切断、石打ちを含む体罰を認めるシャリーアの一部である Hudud 法から正式に免除している。当年度は、鞭打ち刑および対角切断（cross-amputation）刑がいくつか言い渡されたが、ほとんど執行されなかった。

4 月 14 日に、キリスト教徒の 1 人の若い女性が ヘッドスカーフをかぶっていなかったことで罰金を科せられ鞭で打たれた。16 歳の少女が 2003 年に姦通罪で有罪判決を受け、100 回の鞭打ち刑を言い渡された事件は、人権弁護士が 1 月後半に彼女がキリスト教徒であり未成年者でもあるという理由で執行猶予を勝ち取った時にメディアの注目を集めた。武装強盗のかどで 2003 年 10 月に「対角切断」の刑が言い渡された Mohamed Hassan Hamdan（16 歳）の訴えに関するその後の情報はなかった。

2

ハルツームで少なくとも 1 人が政府治安部隊に拘禁されている間に受けた拷問の結果として死亡した（第 1.a. 節参照）。

1 月 5 日に、スーダン拷問防止機構（Sudan Organization Against Torture）で活動して

たハルツーム大学の学生の Waiel Taha が逮捕された。拘禁中、彼は性器を打たれ、水ホースでたたかれ、強姦するぞと脅された。彼はその後釈放された。

ダルフルで反逆者を支持したと疑われる者を政府治安部隊が拷問し殴打したという報告があった。アムネスティ・インターナショナル (AI) はダルフルで拘禁されている者の殴打および拷問について数多く報告した。この中には、Boram への SLA の攻撃に続く 3 月半ばの事件が含まれており、この事件では数名の市民が逮捕され、その後棒や銃の台尻で殴打されたり、木に逆さまに縛りつけられたり、食糧も水も与えられず 4 日間トラックの荷台でひとまとまりに縛られたりした。

ダルフルにおける反逆者による拘禁および拷問の報告もあった。アフリカ連合ダルフル停戦委員会 (AU CFC: African Union's Ceasefire Commission for Darfur) は、10 月 27 日に SLA が 3 台の商用バスを止め、18 人のアラブ人乗客を SLA 基地に連れて行って拘禁し、繰り返し殴打したと伝えた。

治安部隊は難民を殴打および虐待したり、デモを解散させる際に人を負傷させたりした(第 2.b.および 2.d.参照)。

兵士、PDF のメンバー、親政府派民兵は女性を強姦した(第 1.g.節参照)。ダルフルであらゆる年齢層の国内避難民に対する強姦や性的虐待が何度も繰り返されていることは立証されていて明らかであった(第 1.g.節および 5 節参照)。

政府軍および同盟民兵は、反乱軍への攻撃の時、民間人の居住地への襲撃の時、および民間人を狙った爆弾攻撃の時に多くの民間人を負傷させた(第 1.g.節参照)。

SPLM/A および関連軍は、数名の民間人を負傷させ、女性を強姦した(第 1.g.節参照)。

刑務所の状況は相変わらず過酷で、過密状態にあり、生命を脅かしていた。大部分の刑務所は老朽化していて管理もずさんで、トイレやシャワーといった基本的設備が不足しているところも多かった。医療は原始的で、食糧は不足していた。刑務官は囚人が家族の訪問

を受けることを恣意的に拒否した。伝えられるところでは、高い階級の政治囚は、他の囚人よりも良い環境に置かれている場合が多かった。

政府は拘禁中の者を日常的に虐待した。治安部隊は被拘禁者を隔離し、殴打し、彼らに食糧・水を与えず、トイレを使わせず、彼らを冷たい床の上で寝かせているという報告があった。

女性囚人と男性囚人は別々に収容された。

未成年者は成人と一緒に収容されることが多かった。女性囚人は自分の子供をきちんと面倒見るために刑務所に連れてきたが、そこでは教育を受けることはできなかった。

公判前の被拘禁者は既決囚とは別に収容された。

政府は人権監視員が囚人を定期的に訪問することを認めなかった。国内の独立人権機関は刑務所の状況を監視しなかった。

d. 恣意的な逮捕または拘禁

起訴なしでの恣意的な逮捕および拘禁は法律で禁じられているが、実際には政府は非常事態規定に基づき恣意的な逮捕および拘禁を続けた。

正規の警察部隊、人民警察隊 (PPF: Popular Police Force)、治安警察 (POP: Public Order Plice) など、いくつかの警察隊がある。PPF は正規警察と同様の親政府派の隊であるが、それよりも高い給与をもらっていた。POP は法執行団体で、アルコールおよび「慎みのない服装」に対する規制といった適切な社会的行動を促すなど、イスラム法 (シャリーア) を執行した。この効果は、地元の民兵および治安部隊の力により異なった。警察の腐敗は問題で、警察官は自分たちの収入を地元の民間人から賄賂を強要することによって補った。

憲法および刑法典により、個人を起訴なしに 3 日間拘禁することができるが、これは治安

責任者（Director of Security）の命令により 30 日間延長される場合や、検事の承認を得て治安責任者によりさらに 30 日間延長される場合がある。刑法典に優先する国家治安法により、国家の安全を侵害した罪で訴えられた者については起訴なしに 3 ヶ月間拘禁することができるが、治安責任者はこれをもう 3 ヶ月間延長することができる。非常事態下では、政府は国家治安法に制約されず、伝えられるところによると、司法による見直しもないままいつまでも人々を拘禁した。治安部隊は、刑事囚の被拘禁者を含め、人々を弁護士または家族に会わせずに見知らぬ場所に長期間隔離することが多かった。

死刑または終身刑で罰せられる罪の被告を除き、法律で保釈が認められており、保釈制度が機能していた。

一般に政府は、起訴も裁判もないまま人々を 2、3 日拘禁した後に釈放したが、特に政敵と見なされた者については例外があった。

治安部隊が政敵を拷問したり、起訴もないまま拘禁したり、隔離したりしたという報告があった（第 1.a.節および 1.c.節参照）。かかる者たちの拘禁は概して長期にわたった。治安部隊はダルフールで反逆者を支持したと疑われる人々を大勢逮捕し、そのうち一部は特別裁判所（Special Court）で裁判にかけられ、有罪判決を受けて死刑を言い渡された（第 1.e.節参照）。治安部隊は、政敵を尋問に呼び出し、尋問せずに一日中留まらせ、翌日になって帰るように命令することにより彼らにたびたび嫌がらせをしていて、このようなプロセスは数週間続くこともあった。

当局は、政府の政敵の拘禁を続けた。クーデターの企てに応じたものだと政府が主張したいくつかの大規模な弾圧が起こって数十名が逮捕・拘禁されることになったことなどがあり、Hassan al-Turabi の人民国民会議（PNC: Popular National Congress）のメンバーの拘禁が増えた。Turabi 自身は起訴されないまま 9 月以来拘禁されていた。クーデターを企てた罪に問われた 28 人の裁判は年度末の時点で継続中であつた（第 1.e.節参照）。10 月 12 日にポート・スーダンで逮捕された 12 人のメンバーを含め、東部を拠点とするベジャ会議（Beja Congress）の支持者の幾人かがカッサラとポート・スーダンで拘禁された。

当年度にジャーナリストが逮捕・拘禁された（第 2.a.節参照）。

治安部隊は、宗教的信念および活動を理由に人々の拘禁を続けた（第 2.c.節参照）。名目上宗教に基づく拘禁は、一般的に期間が限られていたが、政府は宗教的な理由で逮捕された人々を一般の犯罪および国家の安全に関する犯罪で訴えるのが常で、これにより拘禁が長引く結果になった。治安部隊は、南部の国内避難民キャンプの女性たちを狙った。というのも、彼女たちは伝統的な自家製アルコールを製造販売していたからであった。かかる女性たちは、シャリーアに基づいて逮捕され最長 6 ヶ月間収監された。罪を犯したかどで訴えられた路上生活の子供は無期限に拘禁された（第 5 節参照）。

前年度とは異なり、非政府組織（NGO）および市民社会グループのメンバーの逮捕および拘禁はめったに起こらなかった（第 4 節参照）。

一部の情報筋は、SPSM/A は年度末の時点で数百人の戦争捕虜（POW）を未だ無期限に拘禁していると考えていたが、実際にその通りであるかどうかはわからなかった。

e. 公正な公開裁判の否定

憲法は独立した司法を規定しているが、司法は、特に国家に対する犯罪の事件の場合には、たいてい大統領または治安部隊に従属した。

司法委員会（Judiciary Committee）が最高裁判所長官を推薦し、大統領がそれを任命する。司法機関の首席裁判官（senior judge）として、最高裁判所長官は司法の統括も行った。大統領は憲法裁判所のメンバー 7 人を任命する。裁判所は時折ある程度の独立性を示すこともあった。たとえば、上訴裁判所は、政治事件における下級裁判所のいくつかの判決、特に治安裁判所からの決定を覆した。しかし、裁判所への政治的介入はたびたび行われた。ダルフールの反逆者に協力した罪で逮捕された国会議員の Ali Dosa は、数ヶ月間収監されたが、彼の議員免責特権は剥奪されることはなかった。

司法制度には 4 種類の裁判所が含まれている。すなわち、通常裁判所、軍事裁判所、特別

裁判所、部族裁判所である。部族裁判所は土地および水利の権利に関する紛争と家庭の問題を解決するために農村地域に置かれていた。通常裁判所制度には、民事および刑事裁判所、上訴裁判所、最高裁判所が含まれる。ダルフルの特別裁判所は、当年度は非常事態下において国家に対する犯罪の審理を行うために機能していた。刑法は刑事事件に適用され、民事取引法はほとんどの民事事件に適用される。シャリーアは北部地方で適用されており、南部地方の裁判所は適用していない。非イスラム教徒が起訴され、シャリーアの「Hudud」法に基づいて有罪判決を受けたという報告が引き続きあった(第 1.c.節参照)。治安事件は刑事裁判所で審理された。

憲法は公正かつ迅速な裁判を規定しているが、実際には多くの事件においてこれは遵守されていなかった。通常裁判所における裁判は、名目上は法的保護の国際基準を満たしていた。被告人には通常は弁護士を呼ぶ権利があり、裁判所は死刑または終身刑で罰せられる罪で訴えられた無資力被告に無料の弁護士を提供することを義務付けられている。しかし被告人に弁護士が付かないこともよくあったという報告や一部の事件の弁護士は被告に助言しかできず、法廷で証言することはできなかったという報告があった。政府は時折被告側弁護士の裁判所への立ち入りを拒否したという報告もあった。たとえば、9 月に、3 月にクーデターを企てたとされる 28 人が裁判にかけられた。10 月 25 日に、裁判長は被告側弁護士が彼らを代表することを禁じ、彼らに新しい弁護士を選ぶか政府が任命した弁護士を受け入れるよう命じた。裁判長の決定は控訴審で支持された。この裁判は年度末の時点で係争中であった。

軍人だけは軍事裁判所で審理された。軍事裁判は、短期間で非公開に行われた場合もあり、手続き上の保障 (procedural safeguards) をしていなかった。軍事裁判では、被告人の友と呼ばれる被告側弁護士は被告人に助言することはできるが、法廷で証言することはできない。軍事裁判では死刑判決の事実上の上訴ができなかった。軍事裁判への証人の出廷は認められる場合がある。

特別裁判所法により、憲法の命令、有事規制、刑法 (Penal Code) の一部の違反、並びに麻薬および通貨犯罪を含む幅広い違反を扱うために 3 人からなる特別治安裁判所が設立された。主に民間の裁判官で構成される特別裁判所は、治安に関連する事件の大部分を処理

した。弁護士は裁判所の友として被告に助言することができたが、通常は法廷で証言することはできなかった。弁護士は、裁判所記録の入手が認められるのが非常に遅く、効果的な弁護の準備をすることができないと不満を漏らした。たいていの場合判決は厳しく、すぐに執行された。ただし、死刑判決は裁判長および国家元首に委ねられた。被告人は上訴の準備書面を裁判長に提出することができた。特別裁判所は、非常事態下で認められているとおり、ダルフルで機能していた。

主に軍の裁判官で構成される緊急法廷（emergency tribunal）は、引き続き特にダルフルで強盗事件を審理した。被告は法定代理人を立てることは認められていなかった。緊急法廷は当年度に石打ちや手足の切断による死刑などの判決を命じた。判決の執行は早く、地方裁判長への上訴期間は1週間しか認められていなかった。緊急法廷は当年度に死刑執行を命じた。昨年度とは異なり、判決の翌日に死刑が執行されたという確認された報告はなかった。

開業を希望する弁護士は、政府の管轄下にある弁護士協会のメンバーであることが求められた。政府は政敵と見なした法曹界のメンバーに嫌がらせを続け、ダルフル法曹会（Darfur Lawyers Association）のMohamed Adomo会長を含め拘禁された者もいた。会長は後に釈放された。

行政（civil）当局および機関は、反乱軍が支配する南部地方およびヌバ山地の所々で機能していなかった。南部地方とヌバ山地には、有効な訴訟手続きおよびその他の政府機能が及ばない場所も所々あった。確かな報告によると、政府軍部隊は特に治安に対する犯罪のために罪に問われた者を略式裁判にかけて罰した。

SPLM/Aが支配する地域の判事は、概ね1925年刑法（Penal Code）を基礎とする刑法に従った。SPLMは、郡判事、郡裁判官、地方裁判官、上訴裁判所という司法制度を有している。これらの地位のほとんどに当局者が任命されたが、裁判所制度はインフラ、通信、資金、有効な警察隊の不足により多くの地域で機能していなかった。いくつかの事件は判事および郡レベルで審理された。通例婚姻および結婚持参金などの個人的な問題を審理し、伝統的な慣習法に則って判決を下す伝統的な裁判所、すなわち「長老裁判所」をSPLMは

認めた。たいていの場合地元の長たちが伝統的裁判所の一切を取り仕切った。伝統的裁判所は特にバハル・アル・カザールで活動していた。SPLM の事実上の支配の外にある農村地域では、部族の長たちは慣習法を適用した。

政治囚についての報告があった。はっきりしてはいないが、かなりの数の人々が表向きは非政治的な罪によって、しかし実際は政治的理由により投獄された。

f. プライバシー、家族、家庭または通信への恣意的な介入

憲法はかかる行為を禁止しているが、実際には政府はこれらの権利を日常的に侵害した。治安部隊は正当な理由もなく夜間捜索を行うことがよくあり、政治犯罪の疑いが持たれる人々を標的とした。

前年度とは異なり、治安要員が日常的に郵便物を開封して読んだり、電話を傍受したりしたという報告はなく、政府軍が政党または NGO のオフィスを占拠したという報告もなかった。

政府は、許可要求を使用することにより、一般市民が衛星放送受信アンテナを持つことを引き続き制限したが、それはいろいろなところで入手することができた。政府の情報提供者の広範なネットワークが学校、大学、市場、職場、近隣の監視を行った。

前年度とは異なり、停戦が広く維持されたため、政府が石油生産地域で無断居住者および国内避難民の住居を破壊したという報告、または石油パイプラインおよび石油生産の地域から住民を立ち退かせる目的で政府軍および同盟民兵が焦土作戦を続行したという報告はなかった。

政府軍および同盟民兵は村々を焼き払ったり略奪したり、家畜を盗んだりした（第 1.g. 節参照）。CPMT は、政府軍および関連民兵が Obei 村で 3 月 8 日に家畜および財産を略奪し地元の学校に放火した事件を含め、いくつかの事件を確認した。

ダルフルでの戦闘は、家畜およびその他の財産ばかりでなく何百という村々を破壊した。政府系の軍および反乱軍の双方が村々と国内避難民キャンプを略奪したり徹底的に破壊したりする罪を犯した（第 1.g. 節参照）。

政府は、高校生の年齢の子供を含め、兵役のために市民を強制的に徴兵し続けた（第 5 節参照）。

イスラム教徒の男性は非イスラム教徒と結婚することができるが、イスラム教徒の女性と非イスラム教徒の結婚は、男性がイスラム教に改宗しない限り不可能である（第 5 節参照）。ただしこの禁止は、特に南部地方において、またヌビア人（Nubian）の間では、広く一般に守られたり施行されたりということはなかった。非イスラム教徒は非イスラム教徒の子供しか養子にすることはできない。かかる制限はイスラム教徒の親には適用されていない。

SPLM/A が管轄地域においてプライバシー、家族、家庭、または通信に介入していることは一般に知られていなかった。しかし反乱勢力は、高校生の年齢の子供を含め、市民を強制的に徴兵し続けた。ダルフルでは、反政府軍が成人男性および少年を強制的に徴兵したという報告があった。

前年度とは異なり、SPLA がウガンダ北部で難民を強制的に入隊させたという報告はなかった。

g. 内外の紛争における過剰な武力行使および人道法の侵害

1983 年に南部地方で再び内戦が勃発して以来、政府と反政府勢力の間の戦闘、異民族間の紛争、および飢饉により、200 万人以上が死亡し、ハルツームだけで少なくとも 200 万人、全体では 400 万人以上が強制退去となる結果となっている。当年度にダルフルの西部地域における戦争が拡大した。

ダルフルのあらゆる勢力が国際法および国際人道法に違反したが、9 月 9 日までに入手できた情報によると、ダルフルでジェノサイドが行われ、政府とジンジャウィードにそ

の張本人であった。国連安全保障理事会（UNSC）決議 1564 は、ジェノサイドが行われたかどうかを調べるために国連調査委員会を設立した。そこからの報告が 2005 年 1 月に予定されていた。

ダルフルの紛争は、政府がこの地域を無視したことで、乏しい資源と政府による遊牧民系民兵の支援によって悪化した遊牧民畜民と定住農業コミュニティの間の民族的緊張の両方に起源がある。SLA と JEM が政府の基地を攻撃した 2003 年および当年度に戦闘は激化し、政府は遊牧民系民兵の支援を強化した。確かな報告によると、政府とアラブ系民兵軍はアフリカ部族の多数の村を破壊し、何万人もの死者が出た。年度末の時点でダルフルには 150 万人以上の国内避難民がおり、さらに 20 万人の民間人がチャドに逃れ、国連難民高等弁務官（UNHCR）はそこで大規模な難民救済努力を調整していた。暴力と強制退去の結果として 7 万人以上が死亡したと伝えられている。民間人を恐怖に陥れ、殺害し、この地域を焼き払い、荒らし回り、略奪するジンジャウィードとして知られるアラブ遊牧民主体の民兵を政府は支援し続けた。

政府および政府が支援する民兵は、民間人の村を日常的に攻撃し何千人もの人々を殺害した。一般にジンジャウィードの騎馬軍が、しばしば正規政府軍と共同して、このような攻撃を行った。政府が 11 月に空爆をやめると公約したにもかかわらず、武装ヘリコプターとアントノフ爆撃機は、反乱軍の戦闘員が配置されていることの多いいくつかの村に対する攻撃を支援し続けた。政府は大部分を否定またはそれらは事実上防衛であったと主張した最も重大な空爆攻撃のいくつかは 11 月 9 日以降に行われた。この空襲の一部は軍事作戦を支援して行われたが、信頼できる NGO によると、ジンジャウィードによる空襲と略奪は、敵対する反逆者が立ち退いた地域でも行われ、空襲の多くは無差別であるようであった。犠牲者と NGO の話では、この攻撃において、ヘリコプターは村を占拠している者を含めたいいは反乱軍に対して、ロケット弾（フレシェット弾を含む）および機関砲を発射することが多かった。

報道機関、AI、HRW が報告した事件は以下のとおりである。

2 月に、政府とジンジャウィードがタウィラへの攻撃を調整し、伝えられるところではこの攻撃で 67 人が死亡し、大勢の女性が強姦されたという報告があった。3 月 19 日に、軍

隊および軍諜報部のメンバーが Jeway Kheen の男性 8 人を逮捕し、9 日間軍事キャンプに収容した後移送したが、彼らの行方はわからなかったという確かな報告があった。同じく 3 月に、ジンジャウィード民兵のメンバーはダルフル西部にある Wadi Saleh 県の 10 の村から 168 人を逮捕し、その後殺害した。5 月 24 日に、ジンジャウィードによるニャラ南部の村への攻撃で民間人 50 人が死亡した。5 月 28 日に、2 機の武装ヘリコプターを伴ったアントノフ機が南ダルフルの州都アル・ファシールに近い人口密度の高い村を爆撃し、12 人が死亡した。AI によると、7 月 12 日に、政府およびジンジャウィード軍による攻撃の支援として行われた南ダルフルの Donki Dereisa 村への固定翼機による爆撃の結果、約 150 人が死亡した。11 月と 12 月に、暴力攻撃と空爆のペースが加速した。12 月 18 日に、大規模な人道的活動が展開されている町であり反逆者が支配する南ダルフルのラバドという町に対する政府の攻撃を武装ヘリコプターが支援した。数人の人道救助活動家がこの期間に殺害された。

ジンジャウィード軍は、国内避難民キャンプから危険を冒して木材または水を探しに出かけた女性を日常的に強姦した。政府はダルフルにおける性的暴力の問題に取り組むために僅かな努力しかしなかった（第 5 節参照）。2 月に、国連は、ジンジャウィードのメンバーがタウィラへの攻撃で女子生徒と教師 41 人を強姦したと報告した。6 月に、ジンジャウィード民兵は西ダルフルの国内避難民キャンプの女性 40 人を強姦した。人権グループと権利擁護グループによる有効な対応が、ダルフルに立ち入る際の脅しや難しさによってたびたび妨げられた。

あらゆる勢力が、しばしばエスカレートした報復の繰り返しの中で、人権法の侵害を犯した。たとえば、11 月 20 日に、9 人の SLA メンバーがタウィラと Korma の間で待ち伏せに合い、それがきっかけで SLA がタウィラを攻撃し、少なくとも 14 人を殺害した。SLA の攻撃に続いて政府はこの町を奪回しようと試み、民間人の空爆などを行った。

国連援助の救援活動との協力は、幾分改善が見られたものの、十分ではなかった。政府は最初のうち、NGO の立ち入りと必要な食糧およびその他の資源の供給能力を妨げた。国際的な圧力の継続したキャンペーンの末、政府は人道的立ち入りをあらゆる地域、特にダルフルで大幅に改善した。反乱軍および無法者もダルフル地域への人道支援の流れを

遮り、人道活動家を攻撃した。

AU 主導の国際監視部隊がダルフルに置かれていたが、治安は依然として問題であり、年度末の時点では暴力の報告が相変わらずよく目に付いた。

政府と政府が支援する民兵が、ダルフルにおいて反乱を支持したと疑われる者を拷問したり殴打したりしたという報告があった（第 1.c.節参照）。

ダルフルの反乱グループは当年度に多数の人権侵害も犯した。たとえば、AU CFC は、SLA 軍が 8 月 22 日に Gangbede 村を攻撃し、2 人を負傷させ、村のラクダを殺したり怪我させたことを確認した。AU が証明したまた別の事件では、SLA は警官 20 人を襲って、5 人を殺害し、その他 7 人を負傷させた。反逆者は、人道援助物資の出荷を含め路上で商取引（commerce）を襲撃し、商品、車両、人々を強奪した。警察署といった「格好の」政府関連標的（"soft" government target）に対する反乱軍の攻撃が、不法行為の増加の原因となった。

南部の戦争地帯において、SPLM/A はエクアトリア州、バハル・アル・カザール州、上ナイル州の広い地域を支配し、ダルフル州、コルドファン州、青ナイル州の南部地域でも活動した。政府はジュバ、ワウ、マラカルをはじめとする南部の主要な市や町を支配した。軍事活動は、2002 年に最初に締結された停戦の継続により減少したが、春に Shilluk Kingdom で暴力が勃発した（第 1.a 節参照）。戦闘におけるあらゆる勢力が人権侵害を犯した。SPLM/A およびその北部同盟軍はエリトリアとの国境地域を支配し、ベジャ会議の反乱軍部隊とともに Hamesh Khoreb という象徴的に重要な町を占拠し続けた。政府は、上ナイル西部にある石油生産地域の支配を、特に地元の民兵を使うことにより強化する努力を続けた。

政府軍は日常的に民間人を殺害したり、負傷させたり、強制退去させたりし、進攻作戦中に診療所や住居を故意に破壊した。政府が支援する民兵が非戦闘員の市民を故意に襲い、彼らの財産を略奪し、彼らの村を焼き払ったという確認された報告があった。たとえば、CPMT は、政府と提携した民兵軍によるマラカルの西の Pakang 村への 3 月中旬の攻撃を

確認した。また別の事件では、CPMT は、政府民兵軍が南スーダン国立公園(South Sudan National Park) に入り、マペル村付近の民間人を殺害したと断定した。

Shilluk Kingdom で暴力があった時に(第 1.a.節参照) 政府軍、政府系民兵、政府警察がマラカル周辺の村を襲い、700 軒もの住居を壊し、家畜を盗み、何万人もの人々を強制退去させながら、多数の村を破壊した。

政府が攻撃民兵を告発したもしくは罰した、または攻撃による民間人犠牲者の保護に努めたという報告はなかった。政府軍は後方支援や輸送支援、武器、弾薬を国中の親政府派民兵に提供した。

CPMT はルンベク、マラカル、ハルツームに配置された。CPMT には経験豊富な人材が配属されており、数多くの違反を調査し、両勢力が人権侵害を犯したことを確認した。

CPMT は、政府軍が南部地方の至るところで女性を強姦したという多数の報告を実証した。政府系民兵と SPLM/A 軍が当年度に女性を強姦したという報告もあった。

前年度とは異なり、Bentiu-Adok Road での継続的な暴力についての報告はなかった。

政府管轄地域で拘束されたと以前伝えられた戦争捕虜に関するその後の情報はなかった。政府は戦争捕虜の拘束を一切認めなかった。SPLM は、彼らは戦闘が行われた数年の間に殺害されたと主張した。

以前に政府が守備隊駐屯都市を守るために置いた地雷と SPLM/A およびその同盟軍が当年度に置いた地雷により 15 人が死亡、30 人が負傷した。未確認の報告以外では、南部地方に新たな地雷は置かれていないようであった。しかし、地雷はダルフル紛争で用いられ、当年度に地雷による死者が出た。国連地雷対策サービスは、当年度にダルフルで起きた 4 件の地雷事件を報告した。伝えられたところによると、11 月に石油パイプラインの付近で政府当局者が地雷で死亡した。

SPLM/A および反政府同盟軍は、故意に民間人を強制退去させ、殺害し、負傷させ、女性を強姦し、診療所や住居を破壊した。たとえば、CPMT は、SPLA 軍が 7 月 21 日にマラカルを通して竹を運んでいた民間人を襲い、4 人が殺害され、このうち 3 人は頭と旨を打たれたと報告した。

SPLM/A は長年にわたり何人かの戦争捕虜を捕らえてきたが、赤十字国際委員会に協力して、委員会が戦争捕虜を定期的に訪問することを認める場合もよくあった(第 1.c.節参照)。

SPLM/A と SLA による救援物資への課税とその窃盗について確かな報告があった。SPLM/A の指導者たちはこのような慣行を廃止することを何度も確約したが、実際には、戦場の軍にこの確約を常に遵守させるようにすることはできないようであった。

第 2 節 以下の項目を含む市民の自由の尊重

a. 言論および報道の自由

法律は、思想の自由、表現の自由、そして「法律で規制された」報道の自由を規定しているが、実際には政府はこれらの権利を厳しく制限した。政府によるジャーナリストの拘禁、脅迫、監視および新聞の差し止めは、政治問題の公開討論を妨げるために続けられた。とはいえ、かかる議論は、特に年度半ば以降公開フォーラムで行われた。ジャーナリストは自己検閲を行い、政府は記事に異議がある場合には新聞の号全体を押収した。

主に都市部では日刊紙が多数あり、ある程度異なる政治的見解が反映された。いくつかの新聞は、政府の政策に批判的なものもある国際的報道機関からの記事も転載した。正式な政府機関紙はアラビア語のものと英語のものが 1 つずつあるが、治安機関も他の新聞を管理した。いくつかの独自の出版物は当年度に徹底的な精査を受け、脅迫、妨害、編集者の逮捕に直面した。

政府はラジオとテレビを直接支配し、政府の政策を反映するよう要求した。テレビは、ニュースが政府見解を確実に反映するように常に軍による検閲を受けた。当年度は最初の民

間 FM ラジオ局がハルツームで開局し、音楽を放送した。政府は、国際的な、特に西側のメディアは反スーダンおよび反イスラム的な偏向があると非難した。外国ラジオ放送の一部は国内で聴くことができた。

衛星放送受信アンテナの所有制限にもかかわらず、市民は外国の電子メディアにアクセスすることができた。政府は外国の無線信号を妨害しなかった。国内および衛星テレビサービスに加え、無検閲の外国ニュースやその他の番組を直接中継放送する有料のケーブルネットワークがあった。

当年度に、政府は外国人ジャーナリストへの制限を緩和し、彼らにダルフルへの立ち入りを許可した。2、3 人のジャーナリストとカメラマンは、スラム街の写真を撮ったこと、無許可で写真を撮ったこと、または政府にとって好ましくない新聞記事を公表したという理由で拘禁された。しかしすぐに全員釈放され誰も罪に問われなかった。

数人のジャーナリストと編集者が当年度に逮捕・拘禁された。たとえば、1 月 14 日に、ある新聞の編集者が逮捕され、政府が税金であると主張した 2 万 8,000 ドル（728 万スーダンディナール）を払ってようやく釈放された。9 月に治安部隊は Al-Sahafa の編集長を呼び出し、Al-Wan の編集長を 18 日間拘禁した。政府は通例、州検事が新聞編集者に出頭を命じ、仕事をすることができないように一日中拘禁するという作戦を取った。

治安部隊が 2003 年 5 月に逮捕したジャーナリストの Yusuf al-Beshir Musa に関するその後の情報はなかった。

政府は、とりわけ政治的トピック、戦争、そして特にダルフルにおける政府の活動および政策に関する政府批判のニュース報道を国家報道評議会（National Press Council）と治安部隊を通じて規制した。新聞は、国防省が提供する情報および公式の政府声明を除き、戦争に関する記事の掲載を禁じられた。にもかかわらず、地方新聞は CPMT の調査結果を報道した。

大統領に対して直接責任を負う国家報道評議会は、報道法を適用した。国家報道評議会の

任務は、新聞の発行許可、報道政策の設定、苦情への対応であった。苦情の場合、当該評議会は新聞に警告するまたは最長 15 日間新聞を差し止める場合があった。また、無期限に新聞を差し止めたり、最長 2 日間ジャーナリストを停職処分にする場合もあった。国家報道評議会は 21 人のメンバーで構成された。内訳は、大統領によって選ばれた 7 人、国民議会から選ばれた 5 人、ジャーナリスト連盟（Journalists' Union）からジャーナリストらによって直接選ばれた 7 人、ジャーナリスト連盟の幹部によって選ばれた 2 人であった。監視員は、ジャーナリスト連盟は政府管轄下にあると考えていた。国家報道評議会は当年度にジャーナリストの停職処分と新聞の差し止めを行った。

当年度に 国家治安局（National Security Office）は、発行物の差し止め、すでに印刷された版の押収、発行前の検閲、政府の広告を親政府メディアのみに限定することにより報道の自由を制限した。Al-Adwa、Al-yam、Al-Sahafa、al-Wan、Khartoum Monitor の各紙が当年度に標的にされた。たとえば、3 月に、裁判所は政府のメディア担当者と治安部隊を結びつける報道を発表したとして Alazaminah Times を 3 日間の発行停止処分にした。9 月と 10 月に、Al-Adwa の 2 つの号を押収し、Alwan 紙の 11 月 22 日の号を押収した。年度末の時点で発行停止処分のままになっている新聞はなかった。

政府はインターネットへのアクセスを制限しなかった。

政府は学問の自由を制限した。公立大学では、機関の運営に責任を負う大学副総長を政府が任命した。多くの教授が政府に反対して講義をしたり執筆したりしたが、彼らは自己検閲を行った。私立大学は政府の直接的な支配を受けなかった。しかし、場合によっては教授陣は自己検閲を行った。政府は引き続きカリキュラムを決定した。

政府は大学生グループへの嫌がらせを続けた。大学生たちは野党側の学生自治会連合を選んだが、政府はその学生自治会連合に嫌がらせをしたり、ファイルを持ち去ったり、コンピュータを破壊したり、メンバーを逮捕・拘禁したりした。10 月 9 日に、ハルツーム大学の学生は、特定の学生を監視するための新たな身元確認政策に抗議するためにビルを全焼させた。

SPLM/A および包括的反政府組織の国民民主同盟（National Democratic Alliance）は、ジャーナリストに彼らの活動について報道する機会をほとんど与えなかった。SPLM/A は、管轄下の住民の言論の自由を制限した。

b. 平和的集会および結社の自由

憲法は集会の自由を規定しているが、政府はこの自由を厳しく制限し続けた。この国におけるあらゆる集会および公のデモは禁じられており、一切許可されなかった。当局は一般に政府公認の集会だけを許可し、彼らが政治的であると認めた集会を許可せず、妨害することが常であった。政府は集会を制限するための口実として非常事態を利用した。

野党、特に Ansar（Umma 党）および Khatimia（DUP: Democratic Unionist Party[民主統一党]）に結びつくイスラム団体は、引き続き今年度の大部分を通じて大規模な公の集会を開くことを拒否された。

治安部隊は、認められていないデモを解散させるために、殴打、催涙ガス、実弾射撃を含め、過剰な武力を行使した。たとえば、ハルツームでは、今年度後期に、ダルフルでの暴力の終焉を求めたダルフル出身の学生たちによるデモを機動隊が催涙ガスや警棒を使って解散させた際、少なくとも 10 人が負傷した。

2003 年または 2002 年に過剰な暴力を行使した治安部隊に対して何も処置が取られなかった。

憲法は結社の自由を規定しているが、実際には政府はこの自由を厳しく制限した。正式に登録された政党は 20 あった。しかし法律には、伝統的政党が武装した反政府勢力に結びつく場合に当該政党を事実上禁止する制限規定がある。政党法により、以前に禁止された政党の一部は活動を再開することができるが、かかる政党は選挙に参加する旨書面で登録機関に通知しなければならなかった。監視員は、政府が専門職協会を管理していると考えていた。

政府は、政府を攻撃していると見みなした地方政治組織に外交組織、国際組織、地域組織が接触することを制限した。

c. 宗教の自由

憲法は宗教の自由を規定しているが、実際には政府は非イスラム教徒、非アラブ人イスラム教徒、与党に属さない部族または派閥のイスラム教徒に引き続き多くの制限を課した。イスラム教化の目標を掲げて 1989 年に政権を握った現政府は、イスラム教を国教として扱い、イスラム教がこの国の法律、制度、政策の下敷きとならなければならないと宣言した。5 月 26 日に締結された 3 つの Naivasha 議定書と 6 月 5 日のナイロビ宣言は、宗教の自由の原則を確認し、イスラム法（シャリーア）がこの国全体にどのように適用されるかを扱っているが、それらはまだ実施されていない。

治安部隊が宗教的信仰に基づいて人々に対して嫌がらせをしたり、時には暴力を行使すると脅しを行ったりしたという報告があった。とはいえ、宗教的または政治的な理由で嫌がらせが行われたかどうかははっきりしないこともあった。

宗教団体および教会は、非宗教的企業に課せられる制限と同じ制限を受けた。宗教グループが認められるためにはまたは合法的に集まるためには、建前上は登録が必要であった。しかし、伝えられるところによると、実際には登録はもはや必要なく、カトリック教会を含む様々な教会は自分たちは NGO ではないと宣言しており、登録を拒否した。登録宗教グループはほとんどの税金を免除されることになっていたが、教会の報告では、依然として税金および輸入関税が課せられていた。

一般に非イスラム教徒は自分たちの礼拝所で自由に礼拝することが認められたが、宗教的少数派の権利は保護されていなかった。というのも、政府はイスラム教を国教として扱い、オープンなイスラム教化政策を自由に広めていたからである。当局はキリスト教徒、伝統的な土着信仰の信奉者、その他の非イスラム教徒、そして特定のイスラム教グループの活動を制限し続けた。

一部の非イスラム教徒のビジネスマンは、政府契約および取引ライセンスの授与の際の些細な嫌がらせと差別を訴えた。イスラム教徒の中には、医療の利用など限られた政府のサービスに関して、また、非イスラム教徒対イスラム教徒の裁判事件において優遇を受けている者もいたという報告もあった。しかし、非アラブ人イスラム教徒とダルフルやヌバ山地にいるような与党に属さない部族および派閥のイスラム教徒は、自分たちは北部地方および政府管轄下にある南部地域において二流市民として扱われており、政府の仕事および契約の面で差別されていると述べた。

礼拝所の使用および建設には政府の承認が必要であった。実際のところ一般にモスク建築申請は認められたが、教会建築申請のプロセスはもっと困難で、最後に出された許可は1975年頃であった。指導および基金相（Guidance and Endowment Minister）は、指導および基金省は新しい礼拝所のための許可を与えたが、地方自治体は、予定建設物からある一定の距離内に同様の教会があってはならないことや、その場所にかかる教会の最低限の礼拝者がいることなど、その地域に対して策定された基準に基づき、許可を与えていないと述べた。

刑法により、非イスラム教徒はイスラム教に改宗することができる。しかし、イスラム教徒の改宗は死刑により罰せられる。実際に当局はいつも改宗者に対して鋭い監視の目を光らせ、排斥や脅迫を行い、この国を去るよう促した。

非イスラム教徒の中には、職を得るためもしくは続けるため、昇進および仕事の推進のため、またはその他の社会的サービスもしくは利益のために改宗した者がいたが、当年度には強制的改宗の証拠はなかった。一部の教会指導者は、南部の治安部隊が和平合意締結の6年後に予定されている南北統一に関する住民投票の票を集めようと、イスラム教に改宗した者に報酬を与えていると述べた。

非イスラム教徒を含め、PDFの訓練生は、イスラム教信仰を吹きこまれた。刑務所および青少年拘禁施設では、政府当局者および政府が支援するイスラム教NGOが非イスラム教徒の囚人に改宗するよう圧力をかけたり、そのための誘因を与えたりした。伝えられるところによると、政府管轄下にある国内避難民キャンプにいる人々の中には、イスラム教に

改宗するよう圧力をかけられた者もいた。非イスラム教徒の子供を含め、未成年の路上生活者のためのキャンプにいる子供たちはコーランを勉強するよう求められ、イスラム教に改宗させるための非イスラム教徒の子供への圧力があつた。過年度とは異なり、キリスト教およびその他の非イスラム教家族の子供の拉致および強制的改宗についての確かな報告はなかった。

聖職者および教師を含めたキリスト教従事者は、ほとんどすべての観光客と同様に、この国を訪れるためのビザ取得の遅延に直面している。ビザは一般に発給されたが、場合によっては大幅に遅れて発給されたり、もはや旅行することができなくなった後に発給されたりすることがあつた。政府は、旅行許可証の発行を拒否するまたは遅らせることによっていくつかの紛争地域に向かう人全員の旅行を抑制した。

イスラム教徒は政府管轄下にある地域で自由に布教することができたが、非イスラム教徒は布教が禁じられた。

捨て子や両親が不明な子供は、推定される宗教的起源がかわらず、イスラム教徒と見なされ、イスラム教徒のところに限り養子に行くことができた。

前年度とは異なり、イスラム教徒の学生がスーダン原住民以外のアフリカ人（non-Sudanese African）学生を虐待したという報告はなかった。

SPLM/A の管轄下にある地域では、キリスト教徒、イスラム教徒、伝統的な土着信仰の信奉者は一般的に自由に礼拝した。しかし、その地域のイスラム教徒の住民の多くは長年にわたって自主的に立ち去って行った。SPLM は表向きは非宗教政府に賛成したが、SPLM はキリスト教徒中心で、地方の SPLM 当局は地方のキリスト教当局と非常に密接な関係を持つ場合が多かった。

詳細な議論については、「2004 年国際的な宗教の自由に関する報告書」を参照のこと。

d. 国内移動、国外旅行、移住および帰還の自由

憲法はこれらの権利を規定しているが、実際には政府はこれらの権利を制限した。

紛争地帯以外の市民については、一般に移動は妨害されていなかった。しかし、検問所で身分証を提示できない旅行者は逮捕されるおそれがあった。外国人がハルツームを出て国内旅行をするためには許可が必要であったが、その取得は困難で、拒否される場合もあった。外国人は入国時に警察に登録し、場所を移動するためには許可を得て、新しい場所に到着するたびに到着から 3 日以内に再び登録しなければならない。

外国人 NGO スタッフは、入国ビザおよびダルフルへ向かうための就労許可証または旅行許可証の取得に大きな問題を抱えていた。年度半ばに、国際的圧力を受けて、政府はこれらの制限を緩和し、ほとんどの場合に 48 時間以内にビザを発給した。ただし、ダルフルに向かう人々に対する通知要求は依然としてあった。

外国の外交官は政府の護衛なしにいろいろな場所に赴くことができたが、ダルフルに向かうことについては政府に通知しなかった。今年度初めにいくつか問題が生じたものの、年末の時点でダルフル行きは阻止されていなかった。観光客は旅行を拒否されたり、政府から旅行許可が出るのが遅れたために旅行が延期になったりすることがあった。

政府は、警察および医者などの一部のカテゴリーの人々には出国ビザを与えず、国外への旅行が認められない政治家およびその他の市民のリストを維持管理した。たとえば、11 月に Hassan al-Turabi の PNC はケニアへの旅行が認められなかった。12 月に DUP のあるメンバーは旅行することを拒否された。

女性は、夫または男性保護者の許可がなければ国外旅行に行くことはできなかった。しかしこの禁止は、特に NC のメンバーに対しては厳しく実施されてはいなかった。

強制国外追放は法律で禁じられており、政府はこれを行わなかった。反政府勢力の指導者は当年度中カイロ、アスマラ、その他の場所に自主亡命したままであった。

SPLM/A は、管轄下の住民の移動の自由を制限した。伝えられるところによると、北部地方または政府管轄地域の市民は、SPLM 地域に入ることを拒否され、彼らは外国人として扱われた。南部地方の反政府勢力は外国人 NGO 職員に対しても彼らの管轄下にある地域に来る前に許可を得るよう求めたが、通常彼らはかかる許可を与えた。政府が支配する地域で働いている NGO 活動家は、反政府勢力が支配する地域で働くまたはそこに赴く許可を受けるのに様々な問題に直面した。

内戦が原因で発生した国内避難民は最大 400 万人と推定された。国連は、少なくとも 150 万人がダルフルの紛争で強制退去させられ、さらに 20 万人がチャドに逃れたと推定した。飢饉と内戦によって行き場を失った主に南部・西部の何万人もの人々がハルツームを取り囲む無断居住者のスラム (squatter slum) で生活を続けた。難民インターナショナルの調査員の推定では、30 万人以上の難民および避難民が当年度に家に戻った。

強姦、殴打、および政府による強制送還の企てなど、国内避難民に対する人権侵害について頻繁に報告があった。政府は一部の国内避難民キャンプを強制的に空にした。たとえば、11 月 2 日に、政府は国内避難民を追い払うために催涙ガスを使って 2 つのキャンプ (Al Jeer およびオタシュ) を閉鎖した。政府は、これは単に国内避難民をより新しくより良いキャンプに移動させているだけであると述べた。政府軍が国内避難民に嫌がらせをしたまたはキャンプへの立ち入りを拒んだという数多くの確かな報告もあった。8 月 3 日に、警察は新しくやってきた 50 人の男性をカルマキャンプから立ち退かせたと伝えられている。8 月 5 日に、カルマキャンプに入ろうとした 48 人の学生が逮捕・拘禁され、その後釈放された。外国人監視員と話をしたダルフルの国内避難民を政府が逮捕したという確かな報告があった。12 月に、政府は国連および NGO と協力による国内避難民の自発的な移動 (relocation) の原則の立場を表明し、国際移住機構は 2、3 件の自発的帰還を報告した。国連は国内避難民が恐怖の雰囲気の中で生活していると報告した。

政府は、国内避難民に彼らの希望に反して家に帰るよう圧力をかけた。ある場合には、政府が設けた Sani Deleiba の国内避難民の帰還場所 (return site) を訪れた外国人監視員は、強制的に家に戻らされ、家の建て直しの支援を約束された国内避難民がモロコシの入った

小さなボウル 2 つとビニールシート 1 枚を受け取るのを発見した。

UNHCR は、主に南部地方の紛争で発生したスーダン難民が近隣諸国に 57 万 2,000 人いると報告した。最もその数が多かったのがウガンダで、およそ 22 万 3,000 人に上った。

庇護または難民の地位の付与は、1951 年国連の難民の地位に関する条約または 1967 年議定書に従って法律で規定されているが、政府は難民に保護を与えるための制度を確立していない。実際には、政府は通常ルフルマン（迫害の恐れのある自国への送還）からの保護を与えた。政府は難民の地位または庇護を付与したが、標準の決定手続きはなく、難民の出身国への強制送還についての報告があった。政府は UNHCR とその他の人権擁護団体と協力して、難民と庇護希望者を支援し、概ねよい待遇を難民に与えた。UNHCR は、この国には主にエリトリア、エチオピア、チャド、ウガンダ、コンゴ民主共和国、ソマリアからの約 32 万 7,000 人の難民がいると報告した。約 15 万人の難民がキャンプにおり、残りは全国都市部に散在していた。政府は、1951 年条約 / 1967 年議定書に基づき難民の資格が与えられない人々にも暫定的保護を与えた。しかしながら、当年度の統計は入手できなかった。

政府当局者が、殴打および恣意的な逮捕によるものを含め、難民を虐待したという報告があった。難民は滞在期間の長さに関わらず、居住外国人にも市民にもなれなかった。政府は大勢の難民に働くことを認めた。

停戦により南部地方の治安が改善したため、戦争によって深刻な影響を受け基本的サービスが欠如した出身地への避難民の帰還が増加した。数名の難民および避難民は当年度に自発的にこの国、特にヌバ山地に帰還した。

第 3 節 政治的権利の尊重：政府を変える市民の権利

憲法は政府を平和的に変える権利を市民に与えているが、実際には市民には政府を変える真の機会はなかった。大統領および議会選挙が 2000 年に行われ、政府の介入、選挙違反、すべての投票者が登録する機会の不足、不十分な選挙監視を含め、重大な不正の申し立て

があった。主要野党のすべてがこの選挙をボイコットした。Bashir 大統領が再選され、5 年の任期を得た。NC/NIF が極めて欠陥のあるプロセスで 360 議席中 340 議席を獲得した。

1999 年に、Bashir 大統領は議会を解散し、大統領が発布した 1998 年憲法の一部を停止して、国家非常事態を宣言し、これにより基本的市民の自由が停止された。議会は 2001 年に再開した。しかし、議会の 98 パーセントが与党 NC 党に属していたため、議会は大統領とかかわりを持たずに活動することはなかった。非常事態は年度末の時点でまだ解除されておらず、12 月 21 日に議会はそれをもう 1 年延長した。

政党の存在は法律で認められているが、政府は通常政治的であると見なした集会を許可せず妨害し続けた（第 2.b.節参照）。治安部隊は当年度に政敵の逮捕、拘禁、そして時折殴打を行った（第 1.c.節および 1.d.節参照）。主要野党は大部分が政治プロセスから取り残されたままであった。しかし、和平交渉は当年度に前進し、野党は自分たちを交渉に加えるようますます強く要求するようになり、政府は合意に正当性を加えるため一部の支援を求めた。Hassan al-Turabi の PNC は禁止されたままであった。

政府は、「公益のための選別（separation for public interest）」というプロセスにおいて忠誠が疑われた軍人および文官を即座に解雇した。今年度を通じて、数名の軍当局者が、ダルフールの出であったまたは与党の支持が不十分であったために解雇された。

連邦政府制度により、大統領が知事および州上級公務員を任命する 26 州からなる構造体が発展しつつあった。政府はこの戦略を地方自治の原則を通じて反逆者に和解を促すことのできるものだと評した。しかし、南部の人々は中央政府において十分に代表されておらず、地方の被任命者は一般に自らの選挙区の代表として見なされていなかった。

NGO のトランスペアレンシー・インターナショナルは、腐敗認識が広まったことを報告した。

政府情報への一般からのアクセスを規定している法律はなかった。

女性には投票権があった。360 議席中 12 議席を女性が占めた。女性閣僚が 2 人、女性国務大臣（State Minister）が 2 人、女性最高裁判所裁判官が 7 人いた。

360 議席中約 55 議席を南部出身者が占めており、閣僚会議の約 30 人がキリスト教徒であった。

第 4 節 国際機関および非政府組織による人権侵害の疑いの調査に関する政府の姿勢

この国では様々な地方の人権グループが活動していたが、彼らは時折受ける政府の嫌がらせに悩んでいた。政府は国内の人権グループには概して非協力的で反応が鈍く、人権指導者の Mudawi Ibrahim を 2 度拘禁した。

ダルフルの事件により国際 NGO からの高度な調査が行われることになったが、政府はこれにしばしば抵抗した。とはいえ、政府はいくつかの人権グループの入国を認めた。政府は当初ビザの発給を拒否し、税関で機材・必需品の通関手続きを妨げ、国内移動を許可せず、人道コミュニティに嫌がらせをすることにより、NGO がダルフルで活動することを非常に難しくしたが、今年度後半に人道活動家に対するビザ発給と立ち入り許可はいくらか改善した。反乱軍による救援団への攻撃は続き、政府の反撃も続いた。

南部地方への立ち入りは、停戦が続いているため引き続き改善したが、特に青ナイル南部（Southern Blue Nile）ではまだいくつかの問題があった。

10 月に、AI は人権ウォッチと同様この国を訪問した。これは 5 年ぶりの訪問となった。両グループとも全国を移動することが認められた。ICRC 会長はこの国を 2 度訪問し、政府と反乱軍の指導者たちに人権侵害およびその侵害に取り組むための勧告に関する機密報告書を渡した。

伝えられるところによると、反逆者はダルフルで NGO 活動家を拉致した。10 月 10 日に、セーブ・ザ・チルドレンのスタッフ 2 人がダルフルを車で走行中に地雷が爆発して死亡した。12 月に、反逆者はニャラ付近のバリケードのところで別の 2 人の NGO 活動家

を殺害した。12月中旬に、セーブ・ザ・チルドレンの国内の女性スタッフ3人が強姦され、同僚の男性4人が殴打された。

国連も、ダルフルにおける人権状況および事件を調査するためにこの国に複数の様々なチームを送った。国連人権高等弁務官およびジェノサイド防止担当国連事務総長特別代表がこの国を訪れ、国連難民高等弁務官事務所はダルフルに対する監視員を配置した。UNSC 決議によりダルフルでの事件を調査するための国際調査委員会が設立された。このチームは11月7日にハルツームで任務を開始し、年度末の時点で命令を実施しているところであった。

22の中央省庁の人権室の代表からなり、公法担当政務次官（Solicitor General for Public Law）を報告者とする政府機関である人権諮問委員会が、人権に関する苦情の調査を受け持った。この委員会が当年度に取った処置は不明であった。

国民議会には幅広い代表からなる人権委員会があり、人権侵害の調査とそれについての議会への報告に責任を有した。当年度にこの委員会が作成した報告書または勧告に関する情報はなかった。

第5節 差別、社会的虐待および人身売買

憲法は人種、性別、または宗教的信条に基づく差別を禁じているが、女性および少数民族に対する差別は続いた。特に女性と子供に対する暴力に関して、社会的救済（social redress）のメカニズムは効果がなかった。

女性

女性に対する暴力は問題であった。しかし、信頼できる統計がないため、その実態はわからなかった。かかる虐待は離婚の1つの法的根拠であったのに、多くの女性がそれに対して正式な苦情申し立てをしなかった。警察は通常家庭内の争いに介入しなかった。

南部地方から強制退去させられた女性は、嫌がらせ、強姦、性的虐待を受けやすかった。政府は女性に対する暴力の問題に取り組まず、公に議論もしなかった。刑法に基づく強姦に対する刑罰は、鞭打ち 100 回から 10 年の拘禁刑そして死刑まで様々であった。たいていの場合、有罪判決は公表されなかったが、監視員は、判決は法で規定された最高刑よりも軽いことが多いと考えていた。妊娠した未婚の成人女性および少女が当年度に姦通罪で有罪判決を受けた（第 1.c.節参照）。

ダルフルの女性は特に被害を受けやすかった。強姦についての確かな報告は広範囲にわたった。女性が食べ物や木材を集めに国内避難民キャンプを出たら強姦されたという報告が数多くあった。政府はこの問題の深刻さをなかなか認めなかったが、最終的に強姦の申し立てを調査する委員会を任命した。この委員会は、女性に対する攻撃を阻止するのに積極的でも効果的でもなかった。地方自治体が強姦の犠牲者に治療を受ける前に警察に届けることをたびたび求めたため、この要求を撤回した 8 月 21 日の命令にもかかわらず、この問題は悪化した。国連および NGO 筋はこの命令がきちんと守られていないことを確認した。女性は警察を信用しておらずめったに警察に届けなかった。

FGM は、特に北部地方において、依然として広まっていた。とはいえ、都市部の教育を受けた家庭のますます多くがこの慣習をやめるにつれ、あまり一般的ではなくなってきた。前年度とは異なり、南部地方から北部地方に強制退去させられた女性たちが娘に FGM を受けさせたという報告はなかった。一部の家庭は伝統と妥協して外性器縫合の代わりとして、「sunna」という 1 番軽い方法を採用した。FGM のどの方法も刑法典では違法ではなかった。しかし、保健法（health law）は医師および助産婦が外性器縫合を行うことを禁止した。政府は FGM を支持せず、積極的にその反対運動を行い、SPLM も管轄地帯で反対運動を行った。ある地方 NGO が FGM 撲滅に取り組んだ。

売春は違法だが広く行われていた。

女性の人身売買は依然として問題であったが、当年度には規模が縮小した（第 5 節人身売買参照）。

性的嫌がらせは法律で禁じられている。しかし、信頼できる統計は入手できなかったものの、かかる嫌がらせが行われたと伝えられている。

政府により解釈され適用されている様々な伝統的法慣行およびシャリーアの特定の規定を含め、法律のある側面では女性が差別されていた。イスラム法に従い、イスラム教徒の女性は干渉されることなく自分の財産を所有および処分する権利を有しており、両親からの相続を保証されている。しかし、寡婦は夫の財産の 8 分の 1 を相続する。残る 8 分の 7 の 3 分の 2 は息子に、3 分の 1 は娘に渡る。離婚訴訟手続きを開始するのは女性よりも男性の方がずっと簡単である。

イスラム法では非イスラム教徒の女性は結婚で夫の宗教を取り入れると考えられているので、イスラム教徒の男性はキリスト教徒またはユダヤ教徒と結婚することができ、その子供はイスラム教徒と見なされる。同じことはイスラム教徒の女性には当てはまらず、非イスラム教徒の男性とはその男性がイスラム教に改宗しない限り結婚することはできない。伝統主義者の結婚は国で許可されておらず正式なものとして認められてもいないため、この禁止は政府の管轄以外の南部地域または（大部分がイスラム教徒である）ヌバ人（Nuban）の間では通例守られておらず施行もされてもいなかった。

女性は、夫または男性保護者の許可がなければ国外旅行に行くことはできなかった。しかしこの禁止は、特に NC のメンバーに対しては厳しく実施されてはいなかった。

女性は、就職活動において一般に差別されていなかったが、午後 10 時以降働くことは認められておらず、理論的には彼女たちの雇用機会を制限していた。それでも、空港警備などの公職においては多くの女性が午後 10 時以降も働いていた。女性は専門職に就くことができた。ハルツーム大学の教授の半数以上が女性であった。

様々な政府機関がイスラム教の規範に従って、ヘッドスカーフ（head covering）を含め女性は控えめな服装をしなければならないと命じている。しかし警察はこれらの命令をめったに強制しない。女性はズボンをはいて、またはヘッドスカーフをかぶらないで人前にでることも多かった。これらの行為はわいせつに対する規制に違反していたが POP は通常

不適切な服装に対して注意するだけであった。

子供

政府による子供の権利および福祉への取り組みは一樣ではなかった。教育は8学年まで義務付けられていたが、UNICEFによると、学齢期の子供の約半数が小学校に通っていた。各州の間に大きな格差があり、特に東西の地域には多少ジェンダー差別もあった。たとえば、ハルツーム州の就学率は78パーセントで、南ダルフール州はたった26パーセントであった。北部地方では、一般に男子も女子も等しく教育を受けていたが（それぞれ50パーセントと47パーセント）、女子は早婚と、多くの限られた所得の家庭は息子は学校に通わせるが娘は通わせないという事実によりさらに大きな影響を受けた。

就学率に関するデータはほとんどなかったが、学齢期に達している国内避難民の子供の大半は、施設の不足のためまたは学費を払う余裕がなかったために教育を受けていなかった。遊牧民のグループも恵まれなかった。南部地方の都市部では、基本教育を受けている小学校の学齢期の児童は全男子の68パーセント、全女子の67パーセントであった。政府は、17歳から19歳までの青年は中等学校卒業時に証明書を受け取るために軍隊に入るまたは国民兵役に就くよう正式に求めた。証明書は大学入学のための条件であった。大学生の60パーセント以上が女性であった。その理由の1つは男性が戦争のために徴兵されたからであった。

この国の様々な地域に住む子供の医療サービス利用にはかなりの不公平があった。UNICEFは、5歳未満の死亡率は千人当たり93人で、出生時低体重率は31パーセントであると報告した。

政府は、矯正キャンプと呼ばれる路上生活者の子供のためのキャンプを運営した。警察は通常罪を犯したホームレスの子供をこのキャンプに送った。彼らはそこで無期限に拘禁された。キャンプにおける医療と学校教育は一般に不足していて、基本的な生活環境は原始的である場合が多かった。非イスラム教徒を含め、キャンプの子供全員がコーランを勉強しなければならず、イスラム教に改宗するよう非イスラム教徒に圧力がかけられた(第2.c.

節参照)。キャンプの十代の男性（および南部地方では一部の少女）は、よく PDF に徴兵された。徴収兵はしばしば前線で軍務につきながら兵役で重大な困難および人権侵害に直面した。拉致された子供、ホームレスの子供、および強制退去させられた子供はアラビア語以外の言葉を話すことまたはイスラム教以外の宗教を実践することをやめるよう指示されたという報告があった。

FGM は少女に頻繁に行われた（第 5 節女性参照）。

大勢の子供が、拉致、奴隷化、強制徴兵を含め、人権侵害を受けていた（第 1.b.節、5 節、および 6.c.参照）。政府および政府同盟民兵は、内戦で戦うために青年と少年を強制徴兵した。前年度とは異なり、南スーダン統一運動（South Sudan Unity Movement）が少年を徴兵したという報告はなかった。反乱勢力は子供を含めて市民を強制的に徴兵したが、SPLM/A は子供兵の解体を続けた。

ICRC は UNICEF と協力して子供兵を南部地方から移動させた。

人身売買

法律では特に人身売買は禁じられていないが、憲法は奴隷および強制労働を具体的に禁止している。しかし、外国に向けておよび国内で人身売買が行われたという報告があった。政府および政府が支援する民兵が家事使用人、強制労働者、または愛人（強制結婚）にするために女性を拉致したという報告は、南北停戦が続いているために当年度は減少した。

憲法の規定の他にも、人の売買を防止、禁止、処罰するための国連議定書（U.N. Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons）に記載された特定の行為を処罰するための法律がある。刑法（シャリーア）および非常事態法あらゆる形の性的搾取を禁止している。刑罰には、罰金刑と拘禁刑がある。しかし当年度にこれらの法律に基づいた起訴は行われなかった。

過年度とは異なり、ラクダレースの騎手または労働者にするためにペルシャ湾に子供たち

が移送されたという確かな報告はなかった。

部族間における女性および子供の拉致が南部地方で続いたという確かな報告があった。犠牲者は新しい部族の一員になることが多く、大部分の女性は新しい部族に嫁いだ。しかし、労働や性的目的で働かされる犠牲者もいた。南部地方の部族間戦闘が減少するにつれ、拉致の件数も減少しているようであった。政府は、拉致が行われていることおよび拉致された者が家庭内奴隷にされたり性的搾取されたりすることもあることを認めた。CEAWAC およびその 22 の共同部族委員会 (Joint Tribal Committee) は拉致事件を調査し、犠牲者が無事に帰れるようにすることに努めた。CEAWAC は 2003 年に 764 件の拉致事件を証明し、拉致された 196 人を家族のもとに帰した。

過去 19 年間に、神の抵抗軍 (LRA) は 2 万人以上のウガンダの子供たちを拉致し、彼らをスーダン南部に連れて帰り、性的奴隷、荷物運搬人 (pack animal) または兵士にした。彼らの多くは殺害されている。政府は、ウガンダ軍が LRA の追跡のために南部地方に立ち入ることを許可した。ウガンダの軍事活動により LRA の人数は大幅に減少したが、LRA は南部地域で活動を続け拉致された子供を拘束し続けた。

障害者

政府は障害者を差別しなかったが、公共建築物および輸送機関へのアクセスしやすさを義務づけるものなど障害者のための特別法を施行していない。障害者のための平等な教育機会には法律で義務付けられている。

少数派の国民 / 人種 / 民族

人口は、様々な言語および方言を持つ 500 以上のアラブおよびアフリカ部族で構成されていた。北部のイスラム教徒は約 1,600 万人いて多数派を形成しており、従来より政府を支配していた。内戦を戦う南部の民族グループ (大部分は伝統的な土着の宗教の信奉者がキリスト教徒) は約 600 万人を数えた。単純化しすぎではあるが、ダルフルの戦闘は、人種の観点から、アラブ人イスラム教徒対ブラックアフリカン・イスラム教徒として特徴付

けられている（第 1.g.節参照）。

イスラム多数派と政府は、社会のあらゆる側面で少数派民族を差別し続けた。アラビア語が話されている地域に住むアラビア語を話さない市民は、教育、雇用およびその他の分野で差別を受けた。

南部地方主に上ナイル東部における部族間での女性と子供の拉致事件について時々報告があった。拉致は伝統的な戦争行為の一部で、勝者は女性と子供を賞品として連れていき、自分たちの部族に吸収しようとするのがよくあった。襲撃で連れて行かれた女性たちを交渉して連れ戻す伝統的な方法もあった。かかる女性の多くは強姦され、もし家に戻れば汚名を着せられることになるためむしろ拉致者と「結婚」することを「選択」した。

ディンカ族とヌアー族間、またはヌアー部族間で続く紛争などの民族グループ間の紛争で死者が出た。

その他の社会的侵害と差別

同性愛は犯罪であるが、この罪で有罪となった者はいない。

差別行為の誘因

政府および政府が支援する民兵は、部族の暴力を引き起こすために標準的なプロパガンダテクニックを使って積極的に憎悪と差別を促した。

第 6 節 労働者の権利

a. 団結権

憲法は経済目的および労働組合目的の団結権を規定しているが、実際には、政府はこの権利を認めなかった。労働組合法により政府に労働組合の独占権が確立された。政府の管轄

下にあるスーダン労働者労働組合連盟（SWTUF: Sudan Workers Trade Union Feeration）のみ合法的に機能することができ、その他すべての組合は禁止された。政府は、労働法令の違反に関して死刑を含めいくつかの罰則を規定した。国際労働機関は、労働組合の独占状態は団結の自由の原則に反するとしばしば言及した。国際自由労働組合連合は、禁止前に機能していた国家労働組合センターである「合法」スーダン労働者労働組合連盟（SWLTUF: "Legitimate" Sudan Workers Trade Union Feeration）が国外で活動しているのを引き続き認めた。

前年度とは異なり、組合指導者が拘禁されたという報告はなかった。

雇用者による反組合的差別は法律で禁じられていない。

b. 団体交渉権

労働法典は、基本的団体交渉権を行使するための労働組合の自治を認めていない。労働法典は労働組合活動の目的、範囲、その組織構造および提携を定義している。組合資金は会計監査長官（auditor general）に管理されていた。

労働組織委員会には団体交渉権があるが、実際には、政府はこの運営委員会を管理していたため、政府は賃金および労働条件の設定プロセスを支配することになった。政府、政府管轄下の SWTUF、および企業の代表者からなる 3 者委員会が賃金を設定した。組合会議、苦情の提起、およびその他の組合活動を可能にする労働法案が依然としてないことが、この正式な権利の価値を下げた。地方の労働組合役員は雇用者には苦情を提起したが、政府に提起する者はあまりいなかった。職業選挙、労働組合選挙、学生自治会選挙を操作するために政府が日常的に介入したという確かな報告があった（第 2.a.節参照）。

労働専門裁判所は標準的な労働紛争を裁いたが、労働省は紛争を強制仲裁に委ねる権限を有している。

ストライキは、政府が承認しない限り違法と見なされたが、承認が与えられたことは 1 度

もない。たいていの場合、ストライキを試みた被雇用者は解雇された。しかし当年度にストライキをした労働者は解雇されなかった。

ポート・スーダンには輸出加工区が1つあり、そこは通常の労働法の対象外となっている。

c. 強制労働または債務労働の禁止

憲法は、子供を含め、強制労働を禁止しているが、かかる慣行が続いていたという報告があった（第5節および6.d.節参照）。過年度とは異なり、信頼できる情報筋によると、奴隷制は重大な問題ではないようであった。

政府は、奴隷制および強制労働が存在していることは否定し続けたが、CEAWACは拉致が行われたことを認めた（第1.b.節および5節参照）。

政府および反乱勢力のどちらも成人男性および少年を戦闘部隊に徴兵し続けた（第5節参照）。

SPLM/A および同盟軍は南部の男性を労働者または運搬人として働かせ続けた。

d. 児童労働慣行と雇用最低年齢の状況

憲法は政府が子供たちを搾取から保護することを規定しているが、政府はこの規定を施行せず、児童労働は深刻な問題であった。労働者の法定最低年齢は18歳であったが、実際にはこの法律は守られていなかった。幼い子供がいくつかの工場で働いており、極度の貧困が非公式経済および地方の農業経済における児童労働を拡大させていた。

子供が強制徴兵されたという報告があった（第5節参照）。

児童労働は、SPLM/SPLA が支配する地域にも特に農業部門において存在した。かかる地域の児童労働は、学校の不足、極度の貧困、労働者の事実上の法定最低年齢がないことに

より悪化した。

e. 労働の許容条件

4月に、労働・行政改革省（Ministry of Labor and Administrative Reform）、スーダン実業家（Sudanese Businessmen）、雇用者連盟（Employers Federation）、およびSWTUFが、最低賃金を月額48ドル（1万2,500スーダンディナール）に上げることに合意した。労働省は、多くの主要都市に現地事務所を維持しており、この最低賃金の実施に責任を負った。雇用者は概してこれを遵守した。最低賃金を与えられなかった労働者は労働省地方事務所に苦情を提起することができ、その後事務所は調査を行い適切な措置を講じるよう義務付けられていた。郵便局員および保健ワーカー（health woker）を含め一部の労働者には基本給が支払われなかったという報告があった。中央銀行は解雇された労働者に解雇手当を支払わなかったため、労働者は解雇手当の訴訟を起こした。年度末の時点で、彼らにはまだ支払われていなかった。

週間労働時間は、金曜を安息日とし、法律で1日8時間に制限されており、これは概して遵守されていた。肉体労働者の場合、1週間の労働時間数に関する制限と、標準週間労働時間を超える労働に対する割増賃金の規定があった。

法律では衛生安全基準が規定されているが、一般に労働環境は劣悪で、労働省により最小限しか実施されなかった。失業することなく危険な労働状況から身を遠ざけることのできる労働者の権利は認められない。

合法的な外国人労働者は国内労働者と同じ労働者の権利を有した。不法労働者にはかかる保護はなく、結果として、通常合法的労働者よりも劣悪な環境で安い賃金で働いた。南部の国内避難民は一般に最低賃金の仕事に従事し、農村部と都市部の様々な産業および活動において経済的に搾取されていた。